

島 企 画 号
令和 7 年 10 月 21 日

北海道知事 鈴木 直道 様

島牧村長 夏井 一充

環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

令和 7 年 10 月 1 日付け環境第 5 9 3 号で照会のありました標記の件について、下記
のとおり回答します。

記

- (1) 事業計画を詳細にしていくに当たっては、地域住民及び関係団体に対し事業内容
や事業が及ぼす影響について丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域
の特性や地域住民等の意見を踏まえ、周辺環境の保全に最大限配慮すること。
- (2) 環境保全措置を検討するに当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言を
取り入れるとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施するなど、
適切に対応すること。

島牧村企画産業課
担当：奥
電話：0136-75-6212
E-Mail：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

7.10.21 收受

第 420 号

寿 施 技 術 号
令和 7年10月29日

北海道知事 鈴木 直道 様

寿都町長 片岡 春雄



環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

令和7年10月1日付け環境第593号により意見照会のありました「(仮称)月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」について、当町が環境保全の見地からの意見は別紙のとおりですので、知事意見への反映をしていただきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

担当

寿都町 施設課技術係

TEL 0136-62-2601

環境生活部環境局環境政策課

7.10.31 收受

第 420-2 号

『(仮称) 月越原野風力発電事業に係る環境影響評価準備書』に関する寿都町長の意見

1. 関係法令やガイドライン等の規定に基づいた適切な評価に併せ、事業実施地の現状にあわせ環境影響評価書の作成を進めること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺における風力発電事業が既に計画されている状況にあり、更に対象事業実施区域が重複している箇所があり、対象事業実施区域において、希少な鳥類も確認されていることから、繁殖地や生態系の分断や動植物及び生態系への影響について最大限考慮し、可能な限り影響を低減されるよう予測、評価を行い、関係町村や関係機関等に対しても速やかな情報共有を図ること。
3. 対象事業実施区域下部に水道取水地点が存在しており、表面水を利用していることから環境影響の予測、評価においては、特に配慮すること。
また、特にヤード等の造成工事、基礎工事においては、雨天時の濁水の流出に注意するとともに、工事の段階ごとに事後調査等を実施し、不都合が生じた場合における対処等についても示すこと。
4. 事業実施想定区域から海岸が近いことから、工事中においては、土砂等の流出について特に配慮すること。
また、工事中及び運転開始後において、不都合が生じた場合は真摯な対応を行うとともに対応策についても事前に示すこと。
5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設については、基本的な調査対象範囲には存在はしていないが、様々な条件における可能性等を検討し、影響が考えられる場合においては、適切な評価を行うこと。
また、事後調査を実施し、影響が無いことを確認するとともに、住民等への周知を行うこと。
6. 工事中資器材等の輸送における振動や騒音等について走行ルート周辺の住民の生活環境の保全に万全な措置を講じられたい。
7. 必要に応じて、関係機関と十分に協議を行うとともに、地域住民に積極的な情報提供を行うこと。

黒 企 号
令和 7年10月31日

北海道知事 鈴木直道様

黒松内町長 鎌田 満

環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

令和7年10月1日付け環境第593号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

黒松内町企画環境課 担当：伊東
電話：0136-72-3376
E-mail:kikaku@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

環境生活部環境局環境政策課
7.10.31 収受
第 420-3 号

別紙

「(仮称) 月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」に関する 黒松内町長意見

- 1 対象事業実施想定区域内及びその周辺は山林で、多種多様な動植物が生息しているため、風力発電機の配置等によって、自然環境・生物多様性への影響が懸念される。整備期間中の動植物の生息環境についても常に変化することから、適切な保全や対応に努めること。
また、事業の実施に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、必要に応じ対象事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置の検討が行われるものとする。
- 2 事業実施想定区域内及びその周辺の地域住民、自治体、関係者の理解が得られるよう、必要な環境影響に関する情報提供と十分な説明に努めること。
- 3 対象事業実施想定区域内及びその周辺には多くの鳥類が生息するとともに、鳥類の移動経路となっている地域であることから、現地調査の結果や専門家からの意見、周辺の風力発電機による鳥類への影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、事業の実施に伴うバードストライクや鳥類の生息環境への影響を回避又は低減すること。
- 4 対象事業実施想定区域が既存及び計画中有る他の事業者の風力発電事業区域に重複あるいは隣接しているため、当該事業者と十分協議し理解を得ること。